

生駒市議会基本条例 逐条解説

前 文

生駒市議会は、日本国憲法に定められた、生駒市民による直接選挙によって選ばれた議員で構成する生駒市唯一の議事機関であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、条例の制定及び改廃をはじめとする生駒市の意思を決定する責務並びに行政を監視し、及び評価する責務を有する。

本市議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関と対等の立場にある機関であり、権能の違いを踏まえ、健全な緊張関係を保ちながら、議案の審議及び審査、調査、評価並びに政策の立案及び提言を通じて、本市における民主的にして効率的な行政の確保及び健全な発達に当たる責務を有する。

地域主権改革の進展に伴い、地方公共団体は、その組織及び運営に関して自らの責任において決定する領域が拡大し、その結果、本市議会が担うべき役割及び責務も大きくなっている。

あわせて、行政主体の市政運営から市民主体のまちづくりへの転換が求められていることを踏まえ、本市議会は、その役割及び責務を自覚し、市民に開かれ、かつ、信頼される議会として積極的に情報公開及び説明責任を果たすとともに、市民の意思を的確に把握し、議員相互の闊達な議論を通じて政策形成機能を充実させなければならない。

このような認識の下、本市議会は、これまで市民との情報の共有、意見の交換、議案の審議及び審査の充実並びに政策の立案及び提言のための調査活動の充実に取り組んできた。

この取組をより確かなものとし、かつ、推進するため、議員自ら、より良い市政実現への意思及び高い倫理性を持って、常に研鑽を積み、公平に、公正に、及び誠実に職務を遂行し、もって市民の信頼及び負託に応えられる議会の実現に向け、全力を挙げて、かつ、不断に取り組むことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、生駒市自治基本条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号）に定める議会の役割及び責務を踏まえ、生駒市議会（以下「議会」という。）及び議会の議員（以下「議員」という。）の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 1 この条例の制定目的を定めたもので、本市における最高規範に位置付けられる生駒市自治基本条例を踏まえ、この条例が制定されたことを規定しています。

「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地域の住民の意思と責任において自治が行われること。）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること。）の 2 つからなるとされています。

※関連法令：日本国憲法第 92 条

※関連条例：市自治基本条例第 2 条・第 10 条第 1 項～第 3 項・第 11 条第 1 項～第 6 項

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であり、公正性及び透明性を重んじ、市民の多様な意見、要望及び提言を市政に反映させるため、市民参加を進め、市民に開かれた議会運営を行うものとする。

2 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を構築し、議会の権限を行使するものとする。

3 議会は、市政の課題及び争点を明らかにするとともに、多様な民意を反映するため、各議員の発言及び議員相互の討議を尊重するものとする。

【解説】

1 議会は、市民から選ばれた議員により構成される機関であり、市民の負託と期待に応え、広く市民の意見を聴き、市政に反映させる議会でなければならないことを規定しています。

2 議会は、市長が執行機関を統括して直接的に市政運営を行うのに対し、議会は適正に市政運営されているかどうかを監視、評価する立場にあります。

そこで、議会は執行機関と常に健全な緊張感のある関係を構築し、適正に監視、評価を行い、また、評価結果に基づく政策の立案及び提言を通して行政に改善を求めることを規定しています。

3 議会は、多様な民意を背景に選出されている議員により構成されており、各議員の発言は主権者である市民の意思の反映として尊重されなければならないことを規定するとともに、討議を通して市政の課題や争点を明らかにしつつ、議論を深めることで幅広い民意を反映することを規定しています。

※関連条例：生駒市自治基本条例第13条第1項

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを自覚するとともに、多様な意見を尊重し、討議の推進に努めるものとする。

2 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、的確に判断し、計画、施策及び事業（以下これらを「政策」という。）の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

【解説】

1 生駒市自治基本条例第12条第1項を踏まえた議員間の討議を基本とした議会運営を行うためには、各議員は議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを自覚するとともに、多様な意見を尊重することを前提に、議員相互の討議の推進に自ら努めることを規定しています。

2 議員は、市民の負託に應えるため、議案に対する的確な判断及び市政の課題を解決する政策の提案が求められます。そこで、市民の意見を把握するとともに、議員として必要とされる能力を高めるよう研鑽に努めなければならないことを規定しています。

3 議員は、市政全般についての意思を決定する議会の一員であることから、特定の地域や団体等の利益を優先するのではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないことを規定しています。

※関連条例：市自治基本条例第12条第1項・第13条第1項～第2項

第3章 市民と議会との関係

(情報共有及び市民参加)

- 第4条 議会は、その有する情報を市民に積極的に公開し、発信し、及び市民と共有することにより、議会運営について説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受け止めて検討し、政策の立案に生かすものとする。
- 4 議会は、市民からの請願及び陳情を市民による政策の提案と受け止めるとともに、請願にあつては、これを審議し、又は審査するものとする。

【解説】

- 1 議会は、市民に対して開かれた議会の実現を目指し、議案審査、市政に関する調査等を通して知り得た情報を市民と共有するように努めなければなりません。そのため、積極的に情報を公開、発信することによって、議会の議決などの議会の運営について説明責任を果たすことを規定しています。
- 2 議会は、市民と情報を共有するため、全ての会議を原則として公開することを規定しています。生駒市議会における公式な会議としては、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、広報広聴委員会及び議案説明会があり、これらを公開することとしています。ただし、例外として、地方自治法第115条第1項に規定されている秘密会があります。秘密会は、個人のプライバシーに直接的に関係する議案等を審査する場合に、議決により開催されます。また、会議を公開する手段として、現在、会議の傍聴、本会議、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会のインターネットによる配信の外、ホームページにおける議事録の公表を実施しています。
- 3 議会では、市民の声を市政に反映させるために、市民の意見を政策形成に生かしていくことが重要です。そこで、議会に対する請願、陳情、要望、あるいは公聴会や市民懇談会などの市民参加の機会を通じて、市民から出された意見、要望及び政策提案を真摯に受け止め、必要に応じて審議、審査、調査研究及び政策検討を行い、政策の立案、提言につなげていくこととしています。

4 議会では、日本国憲法第 16 条において国民の権利として規定されている請願を、陳情とともに、市民からの政策提案として位置付けています。

請願については、所管の委員会で審査され、本会議で審議した後、採択されれば必要な措置を執ることとなります。また、委員会で求められれば、請願書を提出した市民は、参考人として出席することができます。

陳情については、原本を議長が預かるとともに、各議員にその写しを配布し、本会議で報告します。

現状においては、陳情書又はこれに類するものは、原則として委員会付託はしないこととしています。また、形式、内容等が請願に類すると認められるときは、議長が議会運営委員会に諮問して、取扱いを決定しています。

※関連法令：日本国憲法第 16 条

※関連法令：地方自治法第 115 条第 1 項

※関連条例：市自治基本条例第 11 条第 1 項・第 2 条・第 3 項・第 13 条第 4 項

(広報広聴機能の充実)

第5条 議会は、市政及び議会運営に係る情報を、常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。

2 議会は、市民の意見及び要望を把握するため、広聴機能を充実させなければならない。

3 議会は、前2項の規定により広報機能及び広聴機能を充実させるため、広報広聴委員会を設置する。

【解説】

1 議会は、市政や議会の活動状況を、単なる市政報告にならないよう、執行機関とは異なる立場から、市民に対して、積極的、迅速かつ広く周知するため、広報機能を充実しなければならないことを規定しています。

現在、議会の広報手段としては、議会報、ホームページ、インターネット中継及び市民懇談会があります。

2 議会は、多種多様な市民の意見、要望を積極的に把握するため、広聴機能を充実しなければならないことを規定しています。

現在、議会の広聴手段としては、参考人制度の活用、公聴会の開催、市民懇談会の開催、各種アンケートやパブリックコメントの実施があります。

3 議会は、広報・広聴機能を充実させるため、具体的な活動について企画・運営する組織として、広報広聴委員会を設置することを規定しています。

なお、広報広聴委員会は、平成25年5月に設置しました。

※関連条例：市自治基本条例第11条第1項・第2項・第3項・第13条第4項

(市民懇談会)

第6条 議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。

【解説】

1 市政や議会の活動状況を報告するとともに、市民の意見や要望を直接聴き、市民との意見交換を行う場として、市民懇談会を開催することを規定しています。

市民懇談会の運営方法等については、生駒市議会市民懇談会開催要綱（平成25年5月1日施行）に規定しており、年に1回以上実施することとしています。

※関連条例：市自治基本条例第11条第1項・第2項・第3項・第13条第4項

第4章 行政と議会との関係

(監視及び評価等)

第7条 議会は、議案の審議、検査、監査の請求及び調査の実施並びに一般質問を通じて、市長等の事務の執行について公平に、公正に、かつ、効率的に行われているかどうかに関して、監視及び評価を行うものとする。

2 議会は、市長等から政策の提案を受けたときは、必要性、効果等について、政策の評価の視点を踏まえ、審議及び審査を行うものとする。

3 議会は、市長等に対する監視、評価及び政策の提言を行うため、市長等との情報の共有に努めるものとする。

4 議会は、市長による専決処分が最小限になるよう、地方自治法第101条第2項及び第3項の規定による臨時会の招集請求権を積極的に行使するものとする。

【解説】

1 地方自治法（第96条～第100条）において議会の権限として、条例、予算、決算等の議決、検査、監査の請求、行政の事務に関する調査を行うことができることが規定されています。また、行政の事務に関する調査は、地方自治法第100条の規定によるものの外、日常的に常任委員会や特別委員会が所管する行政事務について行うことができます。さらに、定例会における一般質問を通して行政事務の問題や課題についてたずねることができます。

そこで、議会は自らに与えられた権限を十分に発揮し、また、機会を活用することにより、執行機関が公平、公正かつ効率的に市政運営を行っているかどうかを監視し、執行機関の活動の成果を評価し、その活動の問題点を明らかにして、改善に結び付けていくことを規定しています。

2 執行機関は市政運営を適正に行うために、計画を策定し、計画に沿った施策、事業の実施に努めなければなりません。議会は、その計画、施策、事業が適正な市政運営に資するものかどうかを監視する立場にあります。そこで、計画の策定、施策、事業の実施に先立ち、執行機関から提供された情報を基に、論点、争点を明確にするとともに、政策の評価の観点から審議や審査を行うことを規定しています。

審議や審査に際して、必要性、目標、方針、施策体系、コスト、効果、市民ニーズ、将来的な課題への対応等の観点から、計画、施策、事業の妥当性を確認することが求められます。また、審議や審査の過程で問題点を確認した場合には、議会からその是正策について提言することが求められます。

3 執行機関に対する監視、評価及び政策の提言といった議会の役割を十分に果たすために、執行機関からの報告、執行機関が提供・発信している情報の収集、執行機関に対する調査等を通して、執行機関が有する市政運営に係る情報を共有するようにすることを規定しています。

4 専決処分とは、地方自治法第179条第1項の規定により、本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに自ら処理することをいいます。緊急を要するため議会を開いて議決する時間がない場合等に行われますが、議会が監視機能を発揮するためには、極力、専決処分を避けるようにしなければなりません。

地方自治法第101条第1項で、議会の招集は市長が行うこととなっていますが、同条第2項では、議会運営委員会の議決を経て議長が、同条第3項では、議員の定数の4分の1以上の議員が、市長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることが規定されています。

このことから、緊急の問題発生に対しては、議会招集の請求権を活用して、できるだけ市長の専決処分とならないように、機動的に臨時会の開催を求めるようにすることを規定しています。

※関連法令：地方自治法第96条・第97条・第98条・第99条・第100条

※関連条例：市自治基本条例第10条第1項・第2項・第11条第5項

※関連法令：地方自治法第101条第1項・第2項・第3項・第179条第1項

(政策立案及び提言等)

第8条 議会は、条例の制定及び改廃、市長が提案した議案の修正、決議並びに請願の採択を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

2 議会は本会議において可決した決議及び採択した請願が市政に関するものであるときは、市長等に対し、その内容を最大限尊重するよう求めるとともに、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を速やかに議会に報告するよう求めるものとする。

【解説】

1 議会は、市の政策水準を向上させるため、執行機関に対する監視のみならず、自ら政策を立案し、執行機関に対して提言していくことが求められています。そこで、条例の制定・改廃、市長が提案する議案の修正、決議（附帯決議を含む）といった議会の権限を積極的に行使することにより、政策を立案し、提言を行うことを規定しています。

2 決議とは、議会が行う意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するために、本会議において行われる議決のことです。また、決議の一種として、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明する附帯決議といったものもあります。ただし、市の事務に関わるものに対する要望（勧告、注意、要求等）についての決議は法的効果を伴いません。そこで、この規定を根拠として、議会が執行機関に対して、決議の内容を最大限尊重するとともに、決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告することを執行機関に求めることを規定しています。

また、議会は、請願を政策提言と受け止めることから、議会として賛意を表した（採択した）請願のうち、市の事務に関わるものについて、議会は、執行機関に対して請願趣旨の実現を求めるとともに、実現に向けた取組の経過、結果及び成果を議会に速やかに報告するよう求めることを規定しています。

※関連条例：市自治基本条例第10条第1項・第11条第4項

(市長等による政策の説明等)

第9条 議会は、市長等が議会に政策を提案したときは、審議及び審査を通じて政策水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項に関する情報を提供するように求めることができる。

- (1) 政策の背景、目的及び効果
- (2) 政策の根拠となる関係法令及び条例
- (3) 政策の総合計画における位置付け
- (4) 政策の実現のための財源及び将来にわたるコスト計算
- (5) 他の地方公共団体の類似する政策との比較
- (6) 他の政策との比較検討
- (7) 政策への市民の参画の有無及びその内容

2 議会は、市長が議会に予算議案を提出するときは、市長に対して、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料を提供するように求めることができる。

3 議会は、市長が決算議案を提出するときは、市長に対して、議会の評価を行うための政策の進捗及び成果を示す分かりやすい説明資料を提供するように求めることができる。

4 議会は、前3項に規定するもののほか、市政に係る調査に必要な情報の提供を市長等に対して求めることができる。

※ 9 条解説

【解説】

1 多様化、高度化する行政需要に限られた財源で対応するためには、政策水準を高めなければなりません。そのため、議会は、執行機関から新たな政策（施策や事業）等が提案された場合に、事前にその政策等の必要性、優位性、財政への影響等を検証する必要があります。そのために最低限(1)から(7)に示す 7 項目についての情報が必要と考え、情報提供を制度化するよう規定しています。

審議や審査に必要な情報を議会が取得することにより、執行機関と議会の間で深い議論が可能となり、さらに、傍聴者が理解しやすくなります。

なお、本条の「政策」とは、「まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業」、「市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業」を想定しています。

2 議会は、執行機関から予算議案が提案される際に、事前にその予算議案が、計画的、効率的に各政策分野の課題を解決するものとなっているか、また、前年度の決算審査での議会の意見が反映されたものとなっているかを検証しつつ、政策水準が高まるような議論を行うため、施策別、事業別の分かりやすい政策説明資料の提供を市長等に対して求めることを規定しています。

3 議会は、執行機関から決算議案の認定を求められる際に、計画的、効率的に事務事業が執行され、財政運営がなされたかどうかを検証しつつ、事業評価を行うため、政策の進捗状況や成果を示す分かりやすい説明資料の提供を市長等に対して求めることを規定しています。

4 議会では、市政に係る問題及び課題を正しく認識し、問題解決策を検討するためには、前述の新たな政策、予算及び決算に係る情報に限らず、市政全般にわたる情報を的確に把握することが必要となります。そこで、市政に係る調査を行う際には、調査に必要となる情報を市長等に対して求めることを規定しています。

(議決事件の追加)

第10条 議会は、行政運営に対する監視機能を強化するため、地方自治法第96条第2項の規定により、市政運営に関する特に重要な計画等を議決事件として定めるものとする。

2 前項に規定する議決事件は、別に条例で定める。

【解説】

1 地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定等、地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が列挙されています。これに加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

そこで、市政運営の根拠となる計画の策定過程における議会の監視機能を強化するため、各政策分野の基本的な方針を示し、各種施策、事業の根拠となる特に重要な計画等の策定、変更及び廃止について議決事件とすることを規定しています。

このように、計画等を議決の対象とすることにより、議会が執行機関と共に行政運営に対する責任を持つことにつながります。

2 上記の議決の対象とする重要な計画は「生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」で定めることを規定しています。

現状では、生駒市総合計画の基本構想及び基本計画を対象としており、今後も必要に応じて、議決事件の追加、見直しを行います。

※関連法令：地方自治法第96条第2項

第5章 議会運営

(討議による合意形成)

第11条 議会は、議員相互の討議を基本に運営するものとする。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、及び広報広聴委員会において、議案等に関して審議し、又は審査して結論を出すときは、必要に応じて議員相互の討議により合意を形成するものとする。

3 議会は、諸課題に関する議員相互の共通認識を図り、政策の検討を行うときは、必要に応じて全議員による討議を行うものとする。

【解説】

1 生駒市自治基本条例第12条第1項を踏まえ、議員間の討議を基本に運営することを規定しています。

議会は合議制の機関であり、言論の府であることから、議員相互の討議を議会運営の基本原則とするものです。そもそも、議員は市民の負託を受けており、その発言は主権者たる市民の意思の反映でもあります。それゆえ、自由な発言や討議を議会運営の前提としなければなりません。

2 生駒市議会では、委員会での議案審査を経て本会議で審議し、議決することを基本（「委員会中心主義」）としていますが、この議案の審議及び審査を通じて問題点、改善点を明らかにし、一定の修正を加え、又は新たなより良い施策とする合意形成を図ることにより、市民福祉の向上に寄与する議会の役割を果たさなければならないことを規定しています。

3 議員相互の討議による合意形成に向け、市政の諸課題に関する議員相互の共通認識を図り、全議員による政策検討を行うことができることを規定しています。

<本会議> 議員全員により構成され、議会としての意思決定を行う会議のことです。

<常任委員会> 地方自治法第109条第1項及び第2項に規定があり、常任委員会の設置が規定されています。議員の任期中常に置かれることから「常任」委員会とされ、次の特別委員会と区別されます。

現在の生駒市議会においては、企画総務、市民福祉、環境文教、都市建設及び予算の5委員会があります。

<特別委員会> 地方自治法第109条第1項及び第4項に規定があり、議会の議決により付議事件が存在する間設置される委員会です。

また、地方自治法第100条に基づく調査のために委員会を設置することができます（「百条委員会」）。

<その他> 本会議、常任委員会、特別委員会以外に、議会運営委員会、広報広聴委員会、全員協議会や任意に設置する会議体があります。

※関連法令：地方自治法第100条・第109条

※関連条例：市自治基本条例第12条

(質問等)

第12条 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において質問又は質疑(同項において「質問等」という。)を行うときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。

2 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、議員の質問等に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。

【解説】

- 1 質問とは、市の行財政全般に対して疑義をただしつつ、自らの見解・提案を述べ、もって問題・課題、解決の道筋を明らかにし、より良い市政を実現するために行うものです。また、質疑とは、議題に供された事件について、疑義をただすものです。このため、質問者又は質疑者は論点を整理し、争点を明確にするよう努めることを規定しています。
- 2 質問等の趣旨が答弁する者にとって不明確であれば、質問等に対応した十分な答弁を行うことができません。そこで、市長等が、質問者又は質疑者である議員に対して、質問等の趣旨確認ができることを規定しています。これは、前項と相まって、活発で建設的な議論が行われるようにするためのものです。

(委員会活動)

第13条 常任委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。

2 委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。

【解説】

1 議会では委員会を中心に議案審査を行う「委員会中心主義」を採用しています。また、議会が主体性を持って、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題も含め、市の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会における所管の事務調査が重要となります。そのため、委員会は議案審査及び所管事務に係る調査研究活動を充実することを規定しています。

2 今日の議会においては、行政監視のみならず、諸課題の解決策としての政策の立案及び提言が求められます。そのため、議会活動の中心である委員会において積極的に政策の立案及び提言を行うことを規定しています。

3 常任委員会及び特別委員会において、議案の審査に関連して、あるいは政策の立案及び提言を行うために、必要に応じて特定の政策課題を絞り込み、テーマを定めて調査研究を行うことを規定しています。

また、委員会での調査研究活動を充実するため、市民懇談会での意見や専門家の知見を活用できることを規定しています。

なお、生駒市議会においては、平成20年度から、各常任委員会での決定に基づき、年間を通したテーマ別調査を行い、政策の立案及び提言を行っています。

※関連法令：地方自治法第109条

(調査機関の設置)

第14条 議会は、市政の課題又は議会活動に関する調査のため、前条第3項の専門的知見を活用する必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

- 1 議員は、議案及び市政の課題に係る調査研究活動に必要な専門的知識を有するとは限りません。そこで、専門的知見を活用し、議会の調査能力を補うために、学識経験者、専門技術者、有資格者等で構成する調査機関を設置できることを規定しています。
- 2 学識経験者と議員がそれぞれの役割を果たし、協力・連携して本市の実状に合わせ調査活動を行うため、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができることを規定しています。
- 3 状況に応じた運用を行うため、調査機関の詳細については、議長が定めることを規定しています。

(議会改革推進体制)

第15条 議会は、議会改革推進のために必要な体制を整備し、議会改革に取り組むものとする。

【解説】

- 1 議会の役割と責務を果たすため、継続的に議会活動の在り方を検証し、改善策を調査、検討、実行していくことが必要です。そのための体制を整備し、議会改革に取り組むことを規定しました。

(危機管理)

第16条 議会は、災害等から市民の生命及び財産を保護するため、日常的に必要な対策を推進するとともに、災害等発生時は行政と必要な協力を行い、その対策に当たるものとする。

2 議会は、前項の対策に当たる場合において、生駒市災害対策本部が設置されたときは、これに協力するために生駒市議会災害対策本部（次項において「議会災害対策本部」という。）を設置するものとする。

3 議会災害対策本部に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

1 いわゆる東南海地震等による災害、感染症のまん延や情報漏えい等、様々な危機が市を襲う可能性があります。そのため、議会においても、防災・減災のための予防措置や危機を発生させないための制度・組織の構築を常日頃から推進すること及び有事の際に行政と協力しながら迅速かつ的確な対応に当たることを規定しています。

2 生駒市においては一定規模以上の災害が発生した際には、災害対策本部を設置し、必要な対応を行うこととなっています。議会は、生駒市災害対策本部を設置した場合に、これに協力して対応に当たるため、生駒市議会災害対策本部を設置することを規定しています。

3 生駒市議会災害対策本部の設置や運用等については、議長が別に定めることとしています。

なお、生駒市議会では、既に「生駒市議会災害対策本部設置要綱」（平成24年2月17日施行）を定めるとともに、この要綱に基づく「生駒市議会災害対策行動マニュアル」を定めています。

第6章 議員

(議員定数)

第17条 議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員の定数を別に条例で定める。

2 議会は、議員の定数を変更しようとするときは、市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮するものとする。

【解説】

1 議会の役割と責務を果たすために行うべき事項をこの条例に定めており、これらのことを十分に実行するために必要となる、議員定数を別途条例に定めることを規定しています。

現在、生駒市議会では「生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月条例第18号）」において、定数は24人と定められています。

2 議員定数を変更する場合には、財政事情だけでなく、代議制民主主義を適正に機能させるため、市政の現状、課題、将来予測に基づく行政需要の推移、地方自治制度の動向等を踏まえるとともに、市民の意見も考慮して、総合的に検討し、定めることを規定しています。

また、検討に際しては、参考人や公聴会等の制度を利用することができます。

※関連条例：市自治基本条例第11条第7項

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、議員による調査活動、政策の立案及び提言等が確実に実行されるよう、会派に交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の規定により、これを使用するものとする。

3 政務活動費の交付を受けた会派は、その用途を議長に報告するとともに、議長は、それを公開するものとする。

【解説】

1 「政務活動費」とは、地方自治法第100条第14項の規定により、調査活動、政策立案及び提言、市民の意思の把握、広報広聴活動等に必要な経費の一部として、会派又は議員に対して交付されるものです。

本市においては、「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月条例第19号）」により、交付対象は「会派（所属議員が1人の場合を含む）」とし、無会派議員も含めた全議員に対して交付することを規定しています。

なお、政務活動費は、議員1人当たり月額3万円が交付されています。（平成26年1月1日現在）

2 本市においては、交付を受けた会派は、「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例」第5条に規定する範囲で使用することを規定しています。

3 地方自治法第100条第15項に、交付を受けた会派は、収支報告書の提出義務が規定されており、本市においては「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例」第7条の規定により、収支報告書等を議長に提出する義務を負うことが規定されています。また、精算して残金があった場合は返還しなければなりません。

※関連法令：地方自治法第100条第14項・第15項

※関連条例：市自治基本条例第13条第3項、第4項

(政治倫理)

第19条 議員は、別に定める条例により、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、資質の向上及び品位の保持に努めなければならない。

【解説】

- 1 議員は、政治倫理の規範を定めた「生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25号）」を遵守するとともに、一部の地域、団体等ではなく、市民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、資質の向上と品位の保持に努めなければならないことを規定しています。

議員は、その職権や地位による影響力から、高い倫理の保持を求められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはなりません。

※関連条例：市自治基本条例第13条第1項、第2項

(議員研修の充実)

第20条 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上、議員の品位の保持等を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

- 2 議会は、広く各分野の専門家による研修会並びに市民及び議員が共に学ぶ研修会を積極的に開催するよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議会及び議員の責務を果たすために必要な、政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の強化と議員の資質向上、議員の品位の保持等を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならないことを規定しています。
- 2 議会は、議員研修の充実強化策として、学識経験者等、各分野の専門家を招いた議員研修会を積極的に開催するとともに、市民と議員とが共に学べる研修会も開催するよう努めなければならないことを規定しています。

※関連条例：市自治基本条例第13条第3項、第4項

第7章 議会事務局の体制

第21条 議会は、その政策形成機能及び立法機能を強化するとともに、議会活動を円滑かつ効率的に実施するため、議会事務局の機能及び組織体制を充実するものとする。

【解説】

- 1 地方自治法第138条第2項の規定により設置する議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会が効果的、効率的な議会運営・調査活動を行う等、その機能を発揮できるよう補佐する役割を担っています。

地域主権の時代にあって、議会は市政の課題を解決するため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会は、議会の政策形成機能及び立法機能の強化と円滑で効率的な議会運営のため、事務局の機能強化や必要な人員配置を執行部に要望する等、組織体制の充実に努めることを規定しています。

※関連法令：地方自治法第138条第2項

※関連条例：市自治基本条例第11条第6項

第8章 最高規範性

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

【解説】

- 1 この条例が、生駒市議会の最高規範であることを規定しています。市議会は、この条例の趣旨に則して議会運営を行うとともに、議会に関する他の条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならないことを規定しています。

第9章 見直し手続

第23条 議会は、定期的に議会の運営状況を検証し、必要に応じてその改善策を検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、議会の運営に係る改善策について、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合においては、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明するものとする。

【解説】

1 この条例の趣旨に沿った議会運営がなされているかどうかを不断に検証し、必要に応じて改善策を検討することを規定しています。

この検証、検討は、毎年度1回は行うことを想定しています。

2 前項の検証、検討の結果、必要と認める議会運営に係る改善策がある場合には、この条例であっても、そのものを改正することができることを規定しています。

また、「適切な措置」とは、この条例の改正以外にも、議会運営に当たって存在する、条例、規則、要綱、申し合わせや先例等の様々な決まり事が、第1項の検証、検討結果により、適当でないと判断された場合に、必要な改正を行うことを意味します。

3 この条例の重要性から、改正理由等を市民に必ず明らかにしなければならないことを規定しています。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。